

愛媛県体験型環境学習センター図書等貸出要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、愛媛県体験型環境学習センターが管理する図書等貸出に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出の対象者)

第 2 条 図書等の貸出対象者は、愛媛県内の個人とする。

(貸出図書等及び貸出の制限)

第 3 条 貸出する図書等は貸出用書架内の図書等とする。なお、その他の図書等の内センター長が特に認めたものは、貸出できるものとする。

2 貸出数は、図書 5 冊またはビデオ 3 巻を上限とする。

3 貸出予定期間中に、センターにおいて使用する予定がある場合は、センターでの使用を優先する。

(貸出期間及び貸出料金等)

第 4 条 貸出期間は原則として 2 週間以内とする。ただし、センター長が特に認めた場合は延長することができる。

2 貸出料金は無料とする。ただし、運搬及びこれに要する経費は借入者が負担するものとする。

(借入申請)

第 5 条 借り入れを希望する場合は、借入日の当日に愛媛県体験型環境学習センター 図書・ビデオ等貸出記録に記入の上、センター職員の確認を受けなければならない。

(転貸禁止及び破損等の報告)

第 6 条 図書等の借入者は、該当の図書等を他の者に転貸してはならない。

2 借入者は、借入図書等を常に良好な状態で使用・保管しなければならない。

3 借入者は、借入図書等を破損、毀損、汚損または滅失したときは、速やかにセンター長にその旨を報告しなければならない。

(破損等による弁済)

第 7 条 第 6 条 3 項の破損等が借入者の過失による場合は、借入者は図書等を現状復帰するものとし、その損害を弁償しなければならない。

(貸出または返却の立会)

第 8 条 センター長が指定した者及び借入者は、図書等の貸出及び返却の際には、両者立ち合いの上、貸出図書等の点検、確認を行い、両者立ち合いの上に記名しなければならない。

附則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。